

平成23年第2回臨時会

津別町議会会議録

平成 23 年第 2 回 津別町議会臨時会会議録

招 集 日 平成 23 年 2 月 21 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 23 年 2 月 24 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 23 年 2 月 24 日 午前 10 時 33 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	阿部 博道	○
総 務 課 長	林 伸行	○	学 校 教 育 課 長	房田 敏彦	○
総 務 課 主 幹	川口 昌志	○	社 会 教 育 課 長	徳田 博一	○
行政経営推進室長	金 一 昇	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
企画財政課長	斉藤 善己	○	農業委員会事務局次長	小野寺祥裕	○
企画財政課参事	石橋 吉伸	○	選 管 局 長	林 伸行	○
住民生活課長	山口 善勝	○	選 管 次 長	川口 昌志	○
住民生活課主幹	伊藤 同	○	監査委員事務局長	長良 英俊	○
保健福祉課長	鶴田 憲治	○			
保健福祉課主幹	山田 英孝	○			
特 養 園 長	鈴木 悦郎	○			
特 養 主 幹	清野 敏幸	○			
産 業 課 長	深田 知明	○			
産 業 課 主 幹	小野寺祥裕	○			
建 設 課 長	上野 安男	○			
建 設 課 主 幹	江草 智行	○			
会 計 管 理 者	酒井 操	○			
総務課庶務担当主査	伊藤 泰広	○			
企画財政課財政主査	横山 智	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	長良 英俊	○	事 務 局 主 任	中橋 育美	○
事 務 局 主 査	石川 篤	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5番 鳥本 英樹 6番 白馬 康進
2			会期の決定	2月24日1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5	選任	1	常任委員の選任について	
6	〃	2	議会運営委員の選任について	
7	承認	1	専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)	
8	議案	2	北海道市町村総合事務組合同規約の変更について	
9	〃	3	北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について	
10	報告	2	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)	
11	〃	3	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)	
12	〃	4	例月出納検査の報告について (平成22年度12月分)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は全員であります。  
これより平成 23 年第 2 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。  
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において  
5 番 鳥 本 英 樹 君                  6 番 白 馬 康 進 君  
の両名を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にいたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。  
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日に決定いたしました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。  
事務局長に報告させます。  
○事務局長（長良英俊君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。  
前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。本日ここに第2回臨時議会を招集しましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、1月臨時議会後の行政報告と本日付議いたしております3件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、ソフトテニス大会についてであります。1月17日、札幌市つど一むで開催されました「第7回北海道小学生ソフトテニスインドア選手権大会兼第10回全国小学生ソフトテニス大会予選会」において、津別小学校4年生の佐藤竜斗君と中山玲音君のペアが小学校4年生以下男子の部で見事第3位に入賞し、3月に千葉県で開催される全国大会へ出場することとなりました。選手の指導にあたられました関係者の努力に敬意を表するとともに、全国大会でのご活躍をご期待申し上げるところであります。

次に、第33回冬季町民スポーツ大会についてであります。1月23日に津別小学校スケートリンクにおいてスケート大会が開催され、津別スケート少年団や活汲小学

校児童など 23 名が参加し、父母や関係者の応援を受け健脚を競い合いました。

また、2月6日には共和町民スキー場においてスキー大会が開催され、小学生など 29 名が参加し練習の成果を発揮され、果敢に旗門を攻めておりました。両大会とも当日は天候に恵まれ、多くの方々の声援を受け円滑な運営を行うことができました。大会運営にご協力いただきましたスケート少年団、スキー連盟並びに体育指導員など多くの関係者の方々に心より感謝を申し上げる次第であります。

次に、音楽祭への参加についてであります。1月30日、船橋市船橋アリーナで開催されました「ふなばし第18回千人の音楽祭」に、活汲小中学校リコーダーアンサンブルが船橋ポートライオンズクラブ様のご招待により参加させていただきました。参加しました15名（小学生8名、中学生7名）は、大観衆の前で日頃の練習成果を発揮し、堂々とした演奏で大きな拍手を受けたところです。また、同日夜には、船橋駅前のきららホールにおきまして、本町にゆかりのある船橋市民100名ほどを迎えて演奏会が行われ、聴衆からは、「大変すばらしい音色で心に響きました」「とても感動しました」とお褒めの言葉をいただいたところです。今回、船橋市にお招きくださいました船橋ポートライオンズクラブの皆様ほか、関係各位に心より感謝を申し上げる次第であります。

次に、平成22年国勢調査についてであります。5年ごとに行われます国勢調査は、昨年10月1日現在における人口をはじめとする諸調査を73調査区に分け、54名の調査員によって行われました。このほど発表された人口と世帯の速報値によりますと、津別町の人口は5,646人、世帯数は2,364世帯という結果となり、前回調査の平成17年に比べ、人口で576人、世帯数で144世帯の減少となったところであります。調査にご協力いただきました町民の皆さんと、調査に従事されました調査員及び指導員の方々に深くお礼を申し上げる次第であります。

引き続き、本日の付議議件について提案の理由をご説明申し上げます。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）」は、平成22年12月23日発生の町有車両（除雪トラック）と貨物車の衝突による物損事故について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたし、相手方との示談が成立いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承

認を求めるものであります。

議案第2号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」、議案第3号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」は、広域紋別病院企業団の加入に伴い、規約の変更が必要になることから、地方自治法第286条第1項の規定により変更協議をすることとなり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案事件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、「行政報告並びに提案理由」の説明にかえる次第であります。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

#### ◎選任第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、選任第1号 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたしたいと思いますが、指名しようとする所属常任委員会名と議員の氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（長良英俊君） 議長にかわりまして、指名しようとする常任委員会ごとの議員の氏名を朗読いたします。

総務文教常任委員会委員に茂呂竹議員、村田議員、白馬議員、山内議員、篠原議員。

産業福祉常任委員会委員に乃村議員、谷川議員、鳥本議員、藤原議員、鹿中議員。

以上で朗読を終わります。

○議長（鹿中順一君） ただいま、事務局長の朗読のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。



◎選任第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、選任第2号 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたしたいと思いますが、指名しようとする議員の氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（長良英俊君） 議長にかわりまして、指名しようとする議会運営委員の議員の氏名を朗読いたします。

議会運営委員に乃村議員、谷川議員、茂呂竹議員、村田議員。

以上で朗読を終わります。

○議長（鹿中順一君） ただいま事務局長の朗読のとおり指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎承認第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（上野安男君） ただいま上程となりました承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第3号 損害賠償の額を定めることについて内容の説明を申し上げます。

この専決処分は、物損事故に対する損害賠償であります。平成22年12月23日、午後4時10分頃、除雪ダンプが除雪作業のため国道240号から大昭公民館、町道304号線本岐沢に進入するため国道の中央に寄った際、後続の相手車両、貨物車が除雪ダ

ンプの左側に進入し、ダンプの除雪プラウと接触し、双方の車両が損傷したものであります。賠償につきましては、議会を招集する時間的余裕がないため地方自治法第179第1項の規定により専決処分を行いました。

損害賠償の金額は58万2,400円であります。過失割合につきましては、7対3で津別町が7であります。損害額につきましては、津別町42万、相手車両83万2,000円でございます。賠償の相手方は、釧路市星が浦大通4丁目5番31号、有限会社釧路秀運輸代表取締役 三竿秀則氏であります。当時は、夜5時頃まで当時の降雪量は44センチということで、大雪の真っ最中での除雪作業で、当時吹雪いておりました。そういう中で走行中後続車が左側を追い越すということを想定していないことから、今回のような事故を招いてしまいましたことにつきましておわびを申し上げたいというふうに思います。大変申し訳ありませんでした。今後、道路走行と除雪作業の安全に十分注意するよう指導してまいります。

本件につきましてご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号・議案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 2 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから、日程第 9、議案第 3 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでの 2 件を会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 8、議案第 2 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから日程第 9、議案第 3 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでの 2 件を一括議題にすることに決定しました。

議案第 2 号から順次内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（林 伸行君） ただいま上程されました議案第 2 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第 3 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、一括説明をさせていただきます。

最初に、それぞれの組合の設置目的と規約変更の理由をご説明申し上げます。北海道市町村総合事務組合は、非常勤職員の公務災害による補償等に関する事務等、また北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、町村議会議員の公務災害による補償等に関する事務等をそれぞれ共同処理している組織であります。規約変更の理由は、ただいま申し上げました組合に、今回新たに広域紋別病院企業団が加入することに伴い、それぞれの組合規約の一部を変更する必要性が生じたことによるものであります。この広域紋別病院企業団は、道立紋別病院の経営を引き継いで、本年 4 月に開院する広域紋別病院の運営主体であり、西紋別地域の紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町の 5 市町村で構成する一部事務組合でございます。

それでは、変更の内容を説明資料の新旧対照表で説明させていただきます。最初に、説明資料の 1 ページをごらん願います。議案第 2 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてですが、別表第 1 中、オホーツク総合振興局の下の括弧の「23」を「24」に改め、網走地区消防組合の次に広域紋別病院企業団を加えるものです。同じく別表

第2、第9項中、北見地区消防組合の次に「広域紋別病院企業団」を加えるものです。

続いて説明資料の2ページ、裏面です。議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等規約の変更についてですが、規約変更の内容は、別表第1に「広域紋別病院企業団」を加えるものです。

改正規約本文に戻っていただいて附則ですが、議案第2号、第3号ともに、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可のあった日から施行するものです。

なお、構成する市町村等におきましては、同様に直近の議会で提案されることになっていることをあわせて申し上げ、以上、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、議案第2号から議案第3号までの2件については、原案のとおり可決されました。

◎報告第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、報告第2号 専決処分の報告について「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時24分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から地方自治法第180条第1項の規定により専決処分の報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件につきましてはご了承を願います。

◎報告第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第11号、報告第3号 専決処分の報告について「損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。

町長から、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分の報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件につきましてはご了承を願います。

◎報告第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、報告第4号 例月出納検査の報告について（平成22年12月分）を議題といたします。

監査委員から平成22年度12月分の例月出納検査について別紙のとおり報告書の提

出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 32 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

以上で本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで平成 23 年第 2 回津別町議会臨時会の会議を閉じ閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前 10 時 33 分）